

## 学校教育と文書館

### ―活用講座の取り組み―

南 方 長

#### 一 はじめに

筆者は中学校社会科の教員として十八年間勤務後、平成十二年度から山口県文書館に在職している。

学校教育は、今大きな変化が起きつつある。

平成十年七月、教育課程審議会が現行教育課程の基準の改善を答申し、それを受けて文部省（現文部科学省）が同年十二月に小・中学校の、翌年三月に高等学校の学習指導要領を告示した。今回の改訂は、完全学校週五日制の下、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童・生徒に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力等の「生きる力」の育成を図ることを基本的なねらいとして行ったものである。<sup>1)</sup> 小・中学校における新教育課程は、平成十四年度（二〇〇二年度）より全面实施され

る。

こうした教育改革に対しては、当然のことながら、教育現場だけでなく社会全体にもその対応が求められている。従来から各地の文書館においても、普及活動の一環として、学校教育との連携の事例が見られる。<sup>2)</sup> 本稿では、特に今回の改訂で創設された「総合的な学習の時間」と当館の古文書活用講座のあり方について考えてみたい。

以降、文中の「学校」とは、小学校・中学校・高等学校を、「教員」とは、小・中・高の教員をいう。その根拠は、本稿で採り上げる学習指導要領の対象が小・中・高であるからであり、当館での統計その他の業務上の区分でも、「小・中・高」が一括して扱われているからである。

また、文意を明確にするため、敢えて、学校教育の場で利用される教材化された文書・記録類を「資料」、教材化される前の原文書等を「史料」と表現した。

## 二 文書・記録の活用

以前から、資料を使った授業実践は、多くの教員によって行われてきた。特に社会科では、その成果が研究会の場や研究紀要として発表されている。これらは、郷土学習（厳密には郷土史学習であろうが、資料活用の多様性を願い、以下「郷土学習」と表現する）として、地域をより身近に捉えるための優れた実践例である。

生徒たちは、教材が少しでも自分と関わりのあることであれば興味を示してくれる。参勤交代を例にとれば、教科書や市販の歴史資料集には、有名な加賀藩の大名行列の写真や江戸までの道中行程が載っているものが多い。しかし山口県の学校では、長州藩毛利氏の参勤記録を提示した方が、(写真資料としての効果は別として)生徒

の反応は強いはずである。藩内での止宿地や行程の様子等を提示することで新たな課題も生じ、発展的な学習にもつながっていく。身近な地域を題材に採り上げる有効性は、言うまでもないであろう。

一方、山口県文書館の統計から、年度ごとの教員の利用者(閲覧者)数を抜き出してみると次のようになる。

平成七年度	六六人
(全体の利用者二〇〇二人のうち、三、三%)	
平成八年度	一一五人
平成九年度	七四人
(二七〇九人のうち、四、二%)	
平成十年度	九〇人
(二六七二人のうち、二、八%)	
平成十一年度	七〇人
(三〇六三人のうち、二、九%)	
平成十二年度	四〇九人
(三〇一九人のうち、一三、三%)	

(一) 一四一四人のうち、二、八%)  
これからわかるように、教員の利用はごく少ない。しかも、この中には歴史研究者として何度も来館している教員も延べ人数として含まれている。手作りの郷土資料作成のための文書館所蔵史料の撮影許可申請や、電話によるレファレンスが何件かあるが、郷土学習が各学校で盛んに行われている割には利用が少ないと言わざるを得ない。

では、郷土学習に使われる資料は何であるのか。かつて勤務校で郷土学習を実践した時に使用したのは、万葉集・昔話・戦前の地図・都市計画図・地域の古老の話等であり、地元で入手可能なものを教材化していた。筆者の場合は、県最東部という地理的な理由や、部活指導や生徒指導という時間的な理由等により、近場で調達せざるを得なかった事情があるが、これは多くの教員に共通することではないかと思う。郷土学習は市町村規模、あるいはそれ以下の地域を対象として実践されている例が

多く、身近な地域の史料を探すには地元が一番という思いが少なからずあるのではないだろうか。

郷土学習において、ある時代のその地域を知ることとは、現在と比較しながら見た郷土の姿(郷土を縦の線で捉える)と、その時代全体の状況の中で見た郷土の姿(郷土を横の線で捉える)であるといえよう。しかし、授業の中の限られた時間内ではポイント学習にならざるを得ないのが実状である。

さらに改訂学習指導要領では、社会科の授業配当時数が削減された。また、一つの史料から他教科にまたがる情報が得られる場合も多いが、教科の枠を越えた学習指導をするにも限度がある。

## 三 総合的な学習の時間

さて、前述したように、今回の改訂において、小・中学校で「総合的な学習の時間」が創設されることになった。(高等学校でも平成十五年度より、年次進行により

段階的に適用される)

小学校学習指導要領は、総合的な学習の時間の取扱いについて、次のように述べている。

1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

3 各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、

地域や学校の実態に応じ、創意工夫した活動が展開されることを狙ったものであり、これまでの教育課程では成し得なかった学習活動の可能性を示している。学習テーマについては「例えば」として四つ挙げられているが、各学校の裁量に任されている。極言すれば、我々を取り巻くあらゆるものが総合的な学習の題材として成り立ち、逆に、一つの対象をさまざまな面からアプローチしていくことができるのである。現在、各学校では新教育課程の試行として、独自の試みが行われている。

総合的な学習の一例として、山口大学教育学部附属光中学校の、歴史ドラマ「第二奇兵隊」づくりの取り組みがある。これは郷土学習の一環として、幕末に地元光で結成された第二奇兵隊の戯曲を創作する学習である。そこには、佐幕派の「中心人物」が「他者」の影響で倒幕派に変わるという条件があり、生徒はそのための具体的なキャラクターやストーリーを設定していくのである。キャラクターやストーリーをしっかりとしたものにするた

例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

(4以下省略)

総合的な学習の時間の創設のねらいは、中央教育審議会(平成八年七月、第十五期中教審答申)の提言にある、自ら学び、自ら考える等の「生きる力」の育成やこれまでの全国一律の学校づくりから脱却した「特色ある学校づくり」を、より具体化するものであるといえよう。

改訂学習指導要領では、総合的な学習の時間の学習活動を行うにあたっての配慮事項として、「体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ」たり、「地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること」をあげている。さらに、教科等の枠を越えた「横断的・総合的な」学習も可能にしている。これらは、

めには、時代背景を把握する必要がある。第一次の学習活動で、開国と不平等条約、さらに長州藩の置かれた状況を学習した後、戯曲の理解、創作へと発展していく。この実践例は、新たな教育活動の可能性を十分に示したものとといえるだろう。前述した時間的な制限の問題も、総合的な学習の時間では小さくなる。例えば、中学校三年生では年間七〇―一三〇時間の中のゆとりを持った弾力的な計画が可能となる。

また、総合的な学習の時間は、「学び方やものの考え方を身に付け、……自己の生き方を考えることができるようにする」ねらいを持つ。このことは、生涯学習をも視野に置いていると考えられる。現時点においても、教育活動の中で、博物館・美術館や郷土資料館等、地域の文化施設の見学・交流が行われている。総合的な学習の時間は、生涯学習の視点からの学社連携、博学連携と同じように、学文連携を目指して学校教育と文書館との結びつきをより一層強める契機となるはずである。(ただ

し、文書館と博物館の機能の違いは、念頭においておくべきである)

#### 四 古文書活用講座

当館では、普及活動の一環として、古文書講座を開催している。継続的なものとしては、基礎・入門・専修・活用の四講座がある。この中の古文書活用講座（以下「活用講座」と略）は、平成四年度から始めた県内の小・中・高教員を対象にした講座である。当初は社会科担当教員を募集対象としていたが、国語科等他教科からの申し込みもあり、現在では「主として社会科担当教員」という表現で、古文書に関心を持ち学校教育に活用しようとする意思を持つ教員全員を対象としている。

目的は「古文書の読解力の向上等、基礎的な技術や知識を習得してもらうこと」と、「古文書への関心を深め、郷土史教育に原典を活用してもらうための契機を提供すること」であり、古文書読者養成事業の一面も持っている。

いる。期日は八月の中下旬の四日間、夏期休業中を利用した短期集中講座である。他の文書館でも各種の古文書講座が開催されているが、教員のみを対象とした複数日開催の講座は当館だけである。

活用講座は、本年度まで九回開催され、表にあるように、延べ一九三名の教員が受講した。内訳を見ると、三〇〜四〇代の教員が多いことが分かる。これは専門分野を更に深めるための教材開発への志向の現れであるのか、あるいは教員として一〇年の経験を経た時点でのより幅広い教養を希求する年齢域であるのかは、想像の域を越えないが、校種別・男女別ともこの年代が多いのは特徴的である。また、五〇代の校長・教頭職の受講者も多い。

本年度活用講座を実施するにあたり、担当として館内会議で二つの協議事項を提案した。その一つは目的の再確認である。前年度までの受講者のアンケートによると、「古文書解読に興味があるから」「少しでも古文書

活用講座受講者内訳

年度	講者数	小学校										中学校										高等学校									
		20代		30代		40代		50代~		20代		30代		40代		50代~		20代		30代		40代		50代~							
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女								
平成4年度	15	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3	2	1	0	2	0						
平成5年度	25	0	1	4	1	1	0	2	0	1	1	2	0	0	0	1	0	1	1	4	0	4	1	0	0						
平成6年度	24	0	0	4	0	1	0	1	0	1	2	2	2	1	2	0	1	0	4	0	0	0	0	1	0						
平成7年度	26	0	0	4	1	3	0	1	0	0	0	2	2	3	0	0	0	1	0	3	1	1	0	4	0						
平成8年度	24	0	1	2	0	5	2	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1	3	0	0						
平成9年度	25	1	0	2	1	6	2	1	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	2	0	2	0	3	0	0						
平成10年度	18	0	1	1	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	2	3	0	0						
平成11年度	20	0	0	1	0	5	4	0	1	0	5	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0						
平成12年度	16	0	0	1	1	2	1	2	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0						
合計	193	1	3	19	7	25	10	7	3	5	4	21	8	7	2	5	0	6	1	20	6	11	5	17	0						

備考1：表には、養護学校教諭・講師を含む。  
備考2：県史編さん室・博物館実習生等の聴講生は除く。

年度別集計	計	小	中	高	男	女
平成4年度	15	3	3	9	12	8
平成5年度	25	9	5	11	60	21
平成6年度	24	6	12	6	43	17
平成7年度	26	9	7	10	29	3
平成8年度	24	10	6	8	144	49
平成9年度	25	13	4	8		
平成10年度	18	7	2	9		
平成11年度	20	11	8	1		
平成12年度	16	7	5	4		
合計	193	75	52	66		

が読めるようになり「から」という受講動機が、毎年のように過半数を占めていた。これは、前述の活用講座の目的でいえば、前半部分にあたる。一方、「原典を活用」する意識を明確に持っていた受講者は少数であった。ともすれば「個人的な興味」の枠の中で終わってしまいがちだった受講者に、教育活動に活用するという意識を持ってもらうにはどうすればよいか。二つ目は、目的と関連して、直接学習指導に携わらない（携わる機会が少ない）校長・教頭職の受講についてである。「『活用』であるからには、受講者個人のレベルでとどまらずに、児童・生徒に還元されなくてはならない。教諭だけを対象にすればどうか」という意見も出された。これについては、校長・教頭は、その学校全体の教育活動に関わっており、広い視野に立った活用の啓発ができる立場にある。いろいろな場面で、先生方に（決して押し付けでなく）活用のヒントを出したり、文書館のPRをしてもらうことができる、として可とした。ただし、いかに

して意識してもらおうか、である。

このような点を踏まえ、今年度は従来のアンケートに加え、新たな試みとしてレポート提出を採り入れてみた。その課題は次の通りである。

『文書館資料マテリアルを学校の教育活動の中に採り入れるならば、どのような場面でのどのような活用のお書きいただけますか。アイデアをできるだけ具体的にお書きください。いくつ書かれても結構です。』

今年度も、受講動機が過去の傾向と同じであろうという前提のもと、講座初日のオリエンテーションでレポートの趣旨を説明し、四日間を通じて全員に同じ目的意識を持つて臨んでもらうことを狙った。現場の教員が文書館についてどのような意見を持っているのかを知る機会にもなり、また、各学校が新教育課程の準備を進めている段階での率直な意見を聞けると考えた。一方で、各講義においては、教材に応用できそうな史料をテキストにすることも申し合わせた。

講座最終日に提出されたレポートには、さまざまな活

用のアイデアだけでなく、文書館への提言もあり、受講者全員の意欲が伝わってきた。いかに活用できるかという意識を一人ひとりがそれぞれの立場で捉えた内容であった。意見を網羅し、個々に検討していくことはできないが、簡単にアイデアをまとめ、考察を試してみたい。十五人の提出者（未提出者一人）の内訳は、小学校七人、中学校四人、高等学校四人である。

1 活用の「場」としては、社会科学の歴史的分野（高校日本史）や地理的分野、国語科、選択教科、教科とは別枠の位置付けとなる総合的な学習の時間が挙げられている。

従来は、歴史的分野のみに利用されがちであったが、他の分野・教科・領域への活用の幅が広がる可能性が見られる。

2 活用の「仕方」としては、昔の姿をありのまま捉える郷土（地域）学習、郷土の人物やできごとと結び

平成12年度古文書活用講座レポート

(閉講式後に提出してください)

学校名 高枝

氏名 \_\_\_\_\_

文書館資料を学校の教育活動の中に採り入れるならば、どのような場面でどのような活用の仕方があると思われませんか。アイデアを、できるだけ具体的にお書きください。いくつ書かれても結構です。

中・高校ともに歴史教育の中で「身近な地域」の歴史を取り上げることが、生徒の興味・関心を高めることが益々重要視されるようになってきている。このような状況の中で、教師が独力で資料発掘するのはほとんど不可能である。そのため、教職経験者おもちの文書館、専門員の方に、県内で歴史学習を進めようとして利用価値の高い史料をインターネットで紹介していただければ、大助かりだと思っております。例えば、今回の史料に元禄のものがあり、これには、教科書の活字だけでは、幕府の政策と庶民生活の関わりがピンとこない生徒も、このように、当時の人の生の記述に触れることで、政治に翻弄される姿がリアルに迫ってこれると思っております。この史料は、早速使ってみました。既に同級生で歴史に触れる場合も、御仕置帳にある内容を引用し、差別（差別が罪となり処罰されることを示す）で長州藩の分裂支配の仕組に気づかせることができました。これに、県内史料を活用した実践事例集のようものがあれば、多くの教師が喜ぶと思うのですが、いかがでしょうか。

平成12年度古文書活用講座レポート

(閉講式後に提出してください)

学校名 小学校

氏名 \_\_\_\_\_

文書館資料を学校の教育活動の中に採り入れるならば、どのような場面でのどのような活用の仕方があると思われませんか。アイデアを、できるだけ具体的に書きください。いくつ書かれても結構です。

現在の小学校の教育課程の中で古文書を教材として授業として取り入れるのは、まず3年生の社会科で、身近な地域の歴史を調べる学習があります。この時に、自分達の住んでいる地域の古地図や古文書と資料として当時の様子や考え方を調べると、国語の教科書や過去について興味や考えがはかばかしくなり、より身近に歴史というものを感ずることができると思っています。また、6年生の社会科では、年時を通して歴史を学びますので、いくつかの資料が利用されると思います。

その他、平成10年度から始まる総合的な学習の時間のひとつの題材として古文書を読む能力を身に付け、幅広い知識を求めたいことを考えます。特に、例えば、若田松陰という人物の生い立ち、考え方を調べる際に、活字や解説を読む以上に、原文に接することで、その人柄を肌で感じ取ることが多いのではないかと思います。古文書で下宿の古文書としてではなく、現在生きている私達の生活や未来に向けて歩む時の重要な手がかりとして、より多くの者が活用できるようにしたいと思っております。そのための学校教育が担う役割が大きいと思います。

付けて考えていく歴史学習、古文書入門編としての史料(文字)の解説、同和教育、古典等の授業の導入時の利用等が挙げられている。アイデアでは、高学年になるにつれ、幅広くより専門的な活用例が挙げられていることから、発達段階に応じた教材づくりの工夫が伝わってきた。

内容を教材化する以外に、古典で文字そのものを教材として利用する等、違う観点からの活用も考えられる。

3 「史料」としては、絵図や地図、教科書に載っているできごとがより身近に感じられる史料、山口県に関わりの深い人物や事件の史料、身分制度に関連する史料、授業の導入や選択教科の教材として生徒が興味を持つような史料等が挙げられている。

「文書館といえば難しい古文書だけ」というイメージが、講座を通して払拭されたようだ。多種多様な利用ができることのPRの必要性を感じる。しかし

し、逆に安易な利用がされしまうと問題も出てくる。特に人権侵害につながる史料については、十分な配慮が必要となる。

4 このような地域史料活用のメリットとしては、教科書で一般的な事項として載せられていることがらや人物が、身近に生き生きと捉えられること、違った角度から事件やできごとにアプローチできること、郷土山口県の時々の具体的な姿が把握できることと等が、レポートから窺える。特に、原文書に接することで、「その人の人となりを感じ取る」つもり、「ただの歴史的事項が子どもたちの中に生きたものとして訴えかけてくるような」効果を、多くの受講者が挙げていた。「想像力・創造力豊かな子どもへの育成につながっていく」という意見もあった。

5 逆にデメリットとしては、古文書の解説には技術と時間を要すること、地理的に遠いところは度々文書館を利用しにくいこと、多くの史料からねらいに

適したものを探し出し、地域や生徒の実態に合うように教材化するにはかなりの労力があること等が挙げられていた。多忙な中での教材研究には、自ずと限界があるのは否めない。時間の問題については、教材化に要する問題と、授業時間の枠の問題がある。

6 新しい教育課程への対応としては、総合的な学習の時間で利用するアイデアは挙げられているが、いまだ平成十四年度に向けて試行の段階であり、アンケート中の「ふるさと学習の一環として郷土史に関わる古文書を読んでいく」や「故郷を調べる上で当時の地図はとてよいい資料になると思います」という意見に代表されるように、具体的な活用の工夫は、まだこれからであると思われる。

7 受講生からは、文書館に対する要望が寄せられている。その一つは、授業で使える山口県関係の資料集の作成を望む声である。適切な資料があれば、その資料をどこでどのように使うかを教師自身が工夫

し活用する。実際、今回のテキストを使ったアイデアもいくつか挙げられている。しかしその前の段階の、史料を探して手に入れる方法に困難を感じていることが、レポートから垣間見える。

二つ目は、インターネットでの資料提供を望む声である。近いうちに全小中学校に普及する予定のインターネットは、誰もが手軽に資料を見たり検索したりすることができる可能性を持つ。また、児童・生徒に対して、直接文書館の紹介をするといった広報活動にも大きな道を開いている。情報教育が推し進められている今、インターネットの持つ役割は大きい。

三つ目は、文書館から小中学生対象に出張講座を望む声である。総合的な学習の時間の創設や選択教科の拡大が図られる以前から、外部からさまざまな分野の専門の講師を招くことが多くの学校で行われている。埼玉県文書館からは、選択教科への講師派

遣の実践が報告されている。この傾向は今後さらに増加していくはずである。

これらの意見を実現するには多くのハードルがあり、直ちにその通りに実現可能というわけにはいかない。しかし、日々児童・生徒と向き合いながら教材の開発に励んでいる現場教師の率直な意見として、真摯に受けとめなければならない。

## 五 文書館と学校教育

このような教育界の変化の中で、活用講座を実施する上でのいくつかの留意点について考えてみたい。

先述したように、文書館と学校教育との連携は、今後さらになされていくであろう。では文書館は自らがもつと積極的に学校教育の現場に関わっていくべきかという点、部分的には必ずしもそうとはいえないのではないだろうか。もちろん、学校教育との連携は推進していくべきであるが、個々の教育現場―各学校あるいは教員―が

何をしようとし、何を求めているのかを把握しないままだと、押し付けでしかなくなるからである。「地域や学校の特色に応じた」活動の中に、文書館側が「見本」を規定してしまうと、それが足かせになってしまうおそれがある。文書館のスタンスとしては、レファレンスがあった時に、各々の学校または教員の目的やねらいに沿った十分な回答ができる材料を持つておくことである。一つの回答ではなく、現場の教員が幾つかの中から適切な選択ができるように提示できれば、なお良い。教員と直接、意思の疎通を図りながらであればなおさらである。この点においては、文書館の積極的なPR活動が大きな比重を持つてくる。

次に、教材作成の問題がある。例えば史料をどのように教材化して児童・生徒に提示できるであろうか。史料を原形で利用する（直接的利用）方法と、解説や加工して利用する（間接的利用）方法がある。直接的利用の最たるものは実物を教材とすることである。何世代も前の

唯一無二のものは、直接見ることで、単なる「モノ」ではない存在感を与えてくれる。それは、講座を通して幾つかの実物を目の前にした教員自身が感じたことでもあった。ただし、来館利用ではなく、各学校への実物の貸し出しは現実的には数々の問題がある。それに代わって複写という形が多くなってくる。実物の持つ存在感には及ばないが、デジタルカメラからパソコンに取り込むことで、多様な利用方法が考えられる。しかし、そこには、人権侵害や著作権侵害に関わる問題があることを忘れてはならない。間接的利用は、原文書を書き下しあるいは現代語訳や意訳をして教材化する方法である。児童・生徒の発達段階や学習時間に沿った対応が可能となる。内容を図や漫画に視覚化しての利用もできよう。

また、史料の内容を利用する（内容利用）方法と、史料の持つカタチを利用する（形式利用）方法もある。内容利用は、その史料に何が書かれていて、それはどのような意味を持つのかを読み取らせていく方法である。形

式利用は、例えば、老中奉書や名寄帳といった様式を通して時代や社会をとらえるといった方法である。また、国語科で、文字そのものの形を教材として「直接的利用」することもこれにあたるであろう。

もちろん、これらの利用方法は別々に行われるべきものではない。地域や学校、児童・生徒の実態にあわせ、教材を作成するのは個々の教員であり、生徒にどのような方法で働きかけ吸収させるかは、裁量に任される。地域性や生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるようにする工夫は、それぞれの教員の手に委ねられる。教員にとつては、目的に沿ったしつかりとした計画・実践が必要となる。目的や手段を誤ると、資料の使用は、逆効果になりかねない。

教員を通じて児童・生徒たちに古文書等の歴史資料の重要性を認識してもらおう啓発活動も、活用講座の役割である。次世代を担う児童・生徒たちへの働きかけの機会となる。

もう一つの留意点は、文書館は教育現場の動向を把握して活用講座のあり方について対応していかなければならないことである。それは、資料活用の多様性を前提としている。文書館は「みんなのための文書館」であり、利用のされ方も多様である。学校においても、地域の歴史を調べる目的だけでなく、多面的な利用が広がりつつあることを文書館は認識しなければならない。

これらのことを踏まえ、活用講座の役割を再確認すると、次のようにまとめられる。

- 1 古文書の基礎的な知識の修得・読解力の向上を図る。
- 2 教材開発の手がかりを提供する。
- 3 資料活用に関する教員相互の情報交換や研鑽の場を提供する。
- 4 教員のアイデアや意見を集約し、還元する。
- 5 文書・記録等の史料の重要性を啓発する。
- 6 文書館利用を促進する。
- 7 文書館活動を紹介・普及する。

現段階で、学校教育と当館の活動を直接結びつける手段は、活用講座のみである。活用講座のあり方をさらに工夫していくことで、互いの活動が充実していくはずである。

## 六 おわりに

今年度の活用講座では、レポートによって教員の意見を把握した。レポートとよぶにはあまりに簡略な形であったが、気楽に幅広い意見を書いてもらえたと感じている。今後、より効果的な内容になるよう、課題の設定を含め検討していきたい。

加えて、直接対話による交流の機会を設けていけたらとも思っている。文書館として何ができるかを試行しながら、活用講座を充実させていきたい。

また、教育現場への文書館活動の普及・広報もこれらの課題である。活用講座を通じた普及は有効であるが、毎年二〇人前後に限られる。文書館を知らなかった人に



いかにして利用してもらえるようにするか、インターネットはもちろんのこと、さまざまな場面で文書館の紹介の機会を捉えていくとともに、誰もが利用しやすい文書館を目指していく努力が、何よりのPRになるはずである。

(1) 『学習指導要領解説』まえがきより

(2) 新潟県立文書館研究紀要には、「史料と教育シリーズ」がある。

(3) 山口県文書館条例には、第一条「……山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。」とある。この中にある「活用」や「文化の発展に寄与」という言葉の意味を考えた時、学校教育での活用(の支援)は視野に入れるべきものである。

(4) 例えば中学校の歴史的分野では、一四〇時間から

一〇五時間になった。同時に、週時数や単位時間の運用については、かなり弾力性が持たされた。これらは、社会科に限ったことではない。

(5) 第一章総則。なお中学校では「児童」が「生徒」に置き換わっているが、他の文言は同じである。

(6) 「生きる力」とは、一面的なものではなく、答申の中では、協調性や感受性、健康や体力等をも総称した言葉として使われている。

(7) 『中学校 総合的な学習ガイドブック』教育出版社

(8) 岡田英行「文書館の利用と活用―博学連携の視点から―」(埼玉県立文書館『研究紀要12』)